

船舶法施行細則及び船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正について

平成18年2月
海事局検査測度課

I. 改正の背景

1. 船舶法施行細則関係

船舶法（明治32年法律第46号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく船舶の船舶原簿への登録に当たっては、船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号。以下「細則」という。）第17条ノ2に掲げる登録事項を登録することとされていますが、当該登録事項の一つとして、総トン数とともに船舶の容積が船舶の大きさを表す事項として掲げられています。そのため、船舶の容積については法第9条による総トン数の改測を必要としないような軽微な修繕等を行った場合でも、その都度、船舶の容積に係る変更登録が必要となっています。

しかしながら、船舶の容積については、

- ① 総トン数が海事関係に関する法令の適用の有無や課税及び手数料の適用の基準として広く用いられているのに対して、海事関係に関する法令の適用基準にもなっていないこと
 - ② 国際的にも船舶の登録事項となっていないことから、諸外国においても船舶の容積を主管庁から要求されることはないこと
- から、登録事項として求める必要性が乏しくなっています。

このため、船舶の容積について登録事項から削除する等所要の改正を行うことを検討しています。

2. 船舶のトン数の測度に関する法律施行規則関係

① 行政区画の名称等の変更に伴うみなし規定

市町村合併等により行政区画が変更になった場合、国際トン数証書の記載事項（船籍港）に変更が生じるため、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号。以下「トン数法」という。）第8条第3項の規定により2週間以内に証書の書換え申請を行わなければならないこととされています。

このため、今般、行政区画又は土地の名称の変更があったときは、国際トン数証書に記載した行政区画又は土地の名称は、変更後の行政区画又は土地の名称に変更されたものとみなすこととすることを検討しております。

② 容積の算定方法の特例

トン数法制定当時は、総トン数又は純トン数を求めるために必要な容積の算定方式について、船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和56年運輸省令第47号。以下「規則」という。）に基づき、すべての造船所が横断面形状等を現尺現図に再現し、横断面積を求めるための数値を計測していましたが、近年はOA化（※1）の進展により、CAD（※2）データを活用した設計及び製造方法が可能となっています。しかしながら、CADデータを活用した算定方法は、規則に基づく公式の算定方法としては認められておらず、現在のところ、規則に

基づく計測結果の検算用の補助的手段としてしか用いることができません。このため、測度に係る時間及びコスト削減の観点から、現行規定による算定方法と同等以上の精度を得ることが可能なCADデータを活用した算定方法を認めることができるよう、所要の改正を行うことを検討しています。

※1：OA化（Office automation）：従来、手作業で行っていた事務作業を、コンピュータ技術を利用して電子化するとともに一部の定型的作業を自動化することにより効率化すること。

※2：CAD（Computer Aided Design）：コンピュータ援用設計とも呼ばれ、コンピュータを用いて設計をすること。

II. 改正の概要

1. 船舶法施行細則関係

- ① 船舶の個性又は同一性を識別する要素である船舶の大きさに関する事項のうち、船舶の容積については、登録事項から削除することを予定しています。（細則第17条ノ2第12号及び第13号）
- ② 総トン数計算書を作成する際の記載事項のうち、閉囲場所の合計容積及び除外場所の合計容積を削除することを予定しています。（細則第12条第10号及び11号）

2. 船舶のトン数の測度に関する法律施行規則関係

- ① 行政区画又は土地の名称の変更があったときは、国際トン数証書に記載されている行政区画又は土地の名称は、変更後の行政区画又は土地の名称に変更されたものとみなす規定を設ける予定です。
- ② 総トン数及び純トン数を求めるために必要な容積の算定にあたり、規則の規定にかかわらず、国土交通大臣がこれらの規定による算定方法と同等以上の精度が得られると認める算定方法によることができる規定を設ける予定です。
- ③ その他所要の改正を行う予定です。

III. スケジュール（予定）

公布日：平成18年4月1日

施行日：平成18年4月1日